

議案第 100 号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、
議会の同意を求める。

記

住 所	安曇野市豊科光 1958 番地 21
氏 名	山中 崇

住 所	安曇野市豊科 4918 番地 18
氏 名	川上 則文

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 101 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷農林漁業体験実習館及び安曇野市三郷室山研修施設

2 指定管理者の所在地及び名称

安曇野市三郷小倉 6524 番地 1
株式会社 ファインビュー室山
代表取締役 堀内 健司

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 102 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

ほりで一ゆ〜四季の郷および周辺施設

2 指定管理者の所在地及び名称

安曇野市堀金烏川 11 番地 1

株式会社 ほりで一ゆ〜

代表取締役 太田 謙

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第103号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷堆肥センター

2 指定管理者の所在地及び名称

安曇野市三郷小倉4906番地6

株式会社 三郷農業振興公社

代表取締役 大向 弘明

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年11月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 104 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市自然体験交流センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市明科中川手 2455 番地
「せせらぎ」を愛する会
代表者 土肥 三夫
- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 105 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高地域福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

長野県安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 松嶋 隆徳

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 106 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市立穂高中央児童館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会

会長 松嶋 隆徳

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 107 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市立豊科中央児童館

安曇野市立高家児童館

安曇野市立南穂高児童館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会

会長 松嶋 隆徳

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 108 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市立穂高西部児童館

安曇野市立穂高北部児童館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会

会長 松嶋 隆徳

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 109 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市立三郷児童館

安曇野市立堀金児童館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会

会長 松嶋 隆徳

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 110 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市立明科児童館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会

会長 松嶋 隆徳

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 11 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘